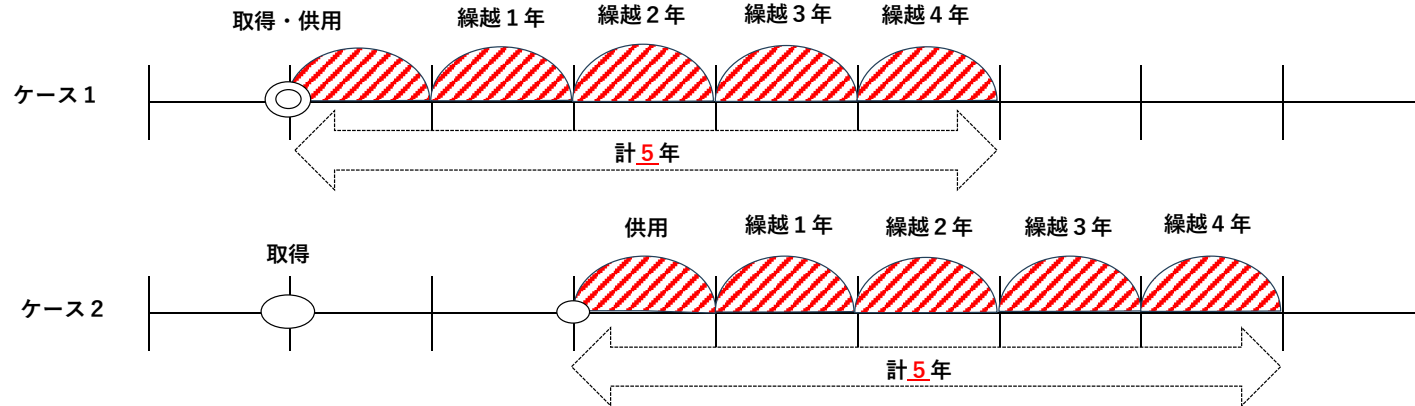


措置実施計画の認定制度導入※による税制特例の課題

※観光地形成促進地域、情報通信産業振興地域、産業イノベーション促進地域、国際物流拠点産業集積地域

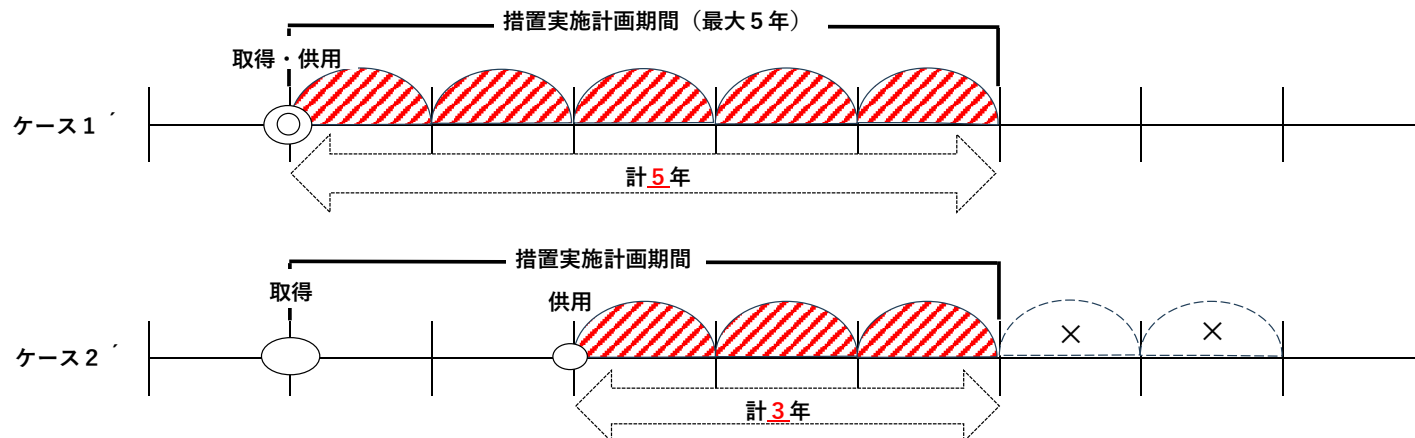
✓要件を満たした事業者が税務署に申告することで、最大5年間の課税の特例を受けることができた。国・県への手続不用。

改正前
沖振法



✓産業の競争力強化や生産性の向上など、沖縄の政策課題の解決を一層計画的かつ効果的に推進するため、事業者は「措置実施計画（2年以上5年以内）」を作成し、知事の認定と主務大臣の確認を受けることとなった。

R4
改正
沖振法



資産の取得時期や取得した資産を事業の用に供した時期によっては、等しく5年間、課税の特例が受けられない場合がある。